

「種子法」は、「主要農産物種子法」の略です。2017年に衆参両院でたった10時間の審議で廃止が決まってしまった「種子法」とは、一体どういう法律で、なぜ廃止されたのか、さらに廃止によってどんな問題が生じているのかを、安部さんに話していただきました。

「種子法」は、戦後まもなく飢えに苦しんでいる国民を救うために、国・都道府県の責任による主要農産物(稲、大麦、裸麦、小麦、大豆)の優良な種子の開発・選抜及び普及を目的に、1952年に制定されました。これは地域に適した新品種の開発・奨励品種決定・生産者栽培を7~13年の長期に渡って取り組む、国家的要請による公益事業でした。

では、なぜ私たちの食を守るはずの「種子法」が廃止されてしまったのでしょうか？結論的に言えば、いまの政府が、国民的な公共財・食料農産物資源を、国際的なグローバル企業に売り渡す方向を決めたからです。この巨大企業の戦略は、「種子を支配するものが、農業を支配する」「食料を支配するものが国家を支配する」「種子を制するものが世界を制する」です。この道筋を開いた司令塔が、未来投資会議(旧産業戦略会議)です。

「種子法」廃止に伴い、次々と関連法案が改正されました。2017年に制定された「農業競争力強化支援法」には、「種子その他の種苗について、民間事業者が行う技術開発および独立行政法人の新品種の育成その他の種苗の生産および供給を促進するとともに、独立法人の試験研究機関および都道府県が有する種苗の生産に関する知見を民間事業者へ提供すること」とあります。

また、2018年には、農水省、「種苗法」に基づく登録品種の「自家増殖」(生産者の自家採種)原則禁止が決まりました。この流れは、人類の共通遺産としての植物遺伝資源を守る国際的な「生物多様性条約」にも反します。

こうした結果、生産者の自家採種・交換・種子保存が禁止され(罰則化)、企業利益優先の品種開発が進められるとともに、多様な風土を反映する食の歴史的風土性や適地適産が否定されることになりました。それは農業生産者の人権を否定し、健康・環境破壊をもたらし、巨大グローバル企業の収奪圏(TPP)を拡大することにつながり、見過ごすことはできません。

このような問題をもたらす「種子法」廃止に対して、2018年4月には、野党6党が「主要種子法復活法案」を提出し、現在継続審議中です。自民党の中にも廃止に疑問を呈する議員も出て来ています。

さらに、各県で「種子条例」制定の動きがあり、すでに制定5県、制定準備中6県(岐阜県含む)その他、意見書、署名も多く集まっています。

参加者からは、「種子法廃止は水道事業と同様、規制をどんどんはずして、利益追求のみの多国籍企業へ国民の命を売り渡していく流れの一つ」という意見の他、TPPとの関連、遺伝子組み換えの現状、岐阜県の「はつしも」をどう守るのか、JAはどのような態度をとっているのかなど、多くの意見や質問が出され、しっかり学びあえた機会になりました。